



発行日：令和元年6月8日 TEL：572-8665
 栄町公民館 栄町1-1-11 栄町公民館HP更新中

栄町の人口と世帯（前月比）令和元年5月31日現在

男	702人(-2)	計	1,407人(-5)
女	705人(-3)	世帯数	783世帯(-4)

6/5(水) 第一回地域貢献活動ミーティング開催

「第一回地域貢献活動ミーティング」が大野中学校で開催され、栄町在住の中学生の皆さんと栄町区長とで「～生まれ育った町で、これから何が出来るか～」をテーマに話し合いました。学校と家庭それに地域が加わり、更に楽しい栄町にすることでまとまりました。



★現在、栄町在住の大野中学校生徒は19人です。

おおのじょうふるさと作家作品を展示予定

栄町3丁目在住の童画・絵本作家 摩呂子さんをご存知ですか？摩呂子さんのアート作品を公民館に近日展示する予定です。摩呂子さんの心あたまる童画の世界をお楽しみください♪

また、7/28(日)・29(月)には、「茶房ギャラリーほんとうしなに」にて「子どものお料理教室」が開催されます。夏休みの思い出に是非ご参加ください。

(小学生対象：各定員8名・要会費)



↑5/28～6/2 開催おおのじょうふるさと作家アート展
 (於大野城心のふるさと館/展示作品)

6/15(土)花植え・グリーンシティおおのじょう開催

公民館前・横、ロワールマンション前の花壇の花植え及び栄町区内の清掃作業を行います。栄町を皆さんの力できれいな町に！皆様のご協力をお願い致します。

- 集合場所：栄町公園
- 開始時間：午前9時～



～猫と共生していく町づくりへ～vol. 3

猫の糞尿の問題解決の前に、猫に関する正しい知識を法律的な観点から知っていただきたいと思ひます。

●保健所や市役所に野良猫を駆除してもらう、毒をまいて死なせてしまう ⇒駆除・殺傷はいけません。駆除目的の猫の引き取りはしていません。**猫を殺し、傷つける事は2年以下の懲役又は200万円の罰金(動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項)**

●野良猫をつかまえてどこかに捨てる ⇒捨ててはいけません。猫を捨てたり、どこかに置き去りにしても「捨て猫犯罪」になります。**猫を遺棄する事は、百万円以下の罰金(動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項)**

●エサを与えなければ自然にいなくなる ⇒エサを与えない等の衰弱虐待はいけません。また、エサを与えなくても野良猫の数は減りません。猫の繁殖力は命に危機を感じた時の方が高くなります。エサを探してゴミをあさったり、他の問題に発展します。猫は野生ではなく人がつくり出した家畜なので、人の住む所で生き続けます。人がコントロールする必要と責任があります。**猫にエサや水をやらず、拘束して衰弱させる事は、百万円以下の罰金(動物の愛護及び管理に関する法律第44条第2項)**

◎飼い猫が、他人に迷惑をかけていることがあります。室内飼いをしましょう!

7/7(日)七夕会を行います

貴方の願い事は何ですか？短冊に願いを込めて星に祈りませんか。区民の方なら、どなたでも参加できますので一緒に笹の葉に飾りましょう。



●午前10時～

7/14(日) 廃品回収を行います

廃品回収後は、ハッピーうさぎを行います。皆様のご協力をお願い致します。

●午前9時～

★ 6/8～7/12までの主な行事 ★

- 6月14日(金) 夜間パトロール(295回)
- 15日(土) グリーンシティおおのじょう
- 21日(金) 足元気教室
- 28日(金) 子育て支援サロン「らっこ」
- 夜間パトロール(296回)
- 7月 5日(金) ミニティ
- 7日(日) 七夕会